

# 国立大学法人福井大学における男女共同参画推進に関する基本方針

平成21年3月24日  
学 長 裁 定

本学は男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえつつ、以下の基本方針を基に男女共同参画の一層の推進を図ることとする。

## 記

### <基本方針>

1. 教育・研究及び就業の場における男女平等の推進
2. ハラスメントのない快適な学内環境の構築
3. 多様な分野における女性のチャレンジ支援
4. 家庭生活と教育・研究及び就業との両立支援
5. 地域社会・国際社会との連携を通じての男女共同参画の推進
6. 男女共同参画に資する教育の充実

## 国立大学法人福井大学における男女共同参画の推進について

### ＜男女共同参画の基本理念＞

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義（男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日に公布・施行）第 2 条）され、男女共同参画社会を実現するために 5 本の柱（基本理念）を掲げ、「仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現できる社会」を目指している。

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

### ＜立地地域における推進要因＞

併せて、本学が位置する福井県を鑑みると、共働き率は、全国 1 位（平成 17 年国勢調査。以下同じ。）となっており、女性は男性と共に職場を支える存在になっている。一方、女性の就業率が全国 1 位であるにも拘わらず、女性の管理職登用率は最下位となっている。こうした地域に根ざす本学は、地域社会と連携しつつ、男女共同参画社会の構築に積極的に寄与していく必要がある。

以上のような観点から、本学は男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえつつ、男女共同参画のより一層の推進を図るため、別紙のとおり基本方針を策定する。